

2022年3月29日

東京海上ビルを愛し、その存続を願う会

会長 奥村 瑛一 殿

東京海上ホールディングス株式会社

取締役社長 小宮 晓

東京海上日動火災保険株式会社

取締役社長 広瀬 伸一

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

取締役社長 中里 克己

「確認事項」への回答書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴殿より頂戴しました2022年3月2日付「回答書に対する『確認事項』」につきまして、以下のとおり回答申し上げますので、ご確認の程、宜しくお願ひいたします。

ご質問1について

災害時における弊社の事業継続計画（BCP）についてご説明申し上げます。「保険業務のBCP検討において本社ビル一棟での事業継続性を担保したように書かれている」とのご指摘を頂きましたが、弊社のBCPは、「東京で大地震が発生し、インフラ、交通手段が壊滅し、社員の多くが本社出社不可能な場合」も含め、様々な被害シナリオを想定して重畳的な対応策を策定しており、「本社ビル一棟のみでの事業継続性を担保」しているものではございません。

ご提案頂いた「バックアップ機能として、本社とバックアップ本社の2拠点により同時被災を避け事業継続性を担保する検討」につきましても対応策の一つとして既に検討を行い、本社ならびに周辺地域の被害の大きさに応じて、例えば近郊都市や近隣県、関西などで本社機能を代替する態勢を整えております。

しかしながらバックアップ本社はあくまでも本来の本社が被災し十分な機能が発揮できない間の臨時のバックアップ本社であり、本来の本社が速やかに機能を回復することが望ましいことは言うまでもありません。

また、今回、弊社が目指している本社ビルの強化は被災地における活動拠点の確保という重要な側面も持っています。東日本大震災はもとより国内で地震や台風などの大規模広域災害が発生した際、弊社は全国の拠点から被災地周辺の拠点に多数の社員を派遣し、被災されたお客様の被害状況を把握して一日も早く保険金をお届けできるよう活動しております。

近々発生が危惧されている首都圏直下型地震をはじめ首都圏における大規模災害が発生した際に備え、都心に強靭な災害対応力を有する大きな活動スペースを確保しておくことは、弊社の保険事業遂行上、大きな意味があると考えております。

更に、弊社は新しい本社ビルにおいて、災害時に1,000人を大きく上回る規模の帰宅困難者を収容できるスペースを設けるべく検討を進めています。この規模は現在の本社ビルにおいてはとても対応できるものではなく、当該スペースの設置は、弊社が本社ビルの建替えによって向上を図る災害対応力の重要な要素であると考えております。

ご質問2について

ビルの建替えにより発生する建設廃棄物については、建設リサイクル法により床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事等を対象として、そこから発生する特定建設資材の再資源化等が義務付けられており、環境省によれば、我が国の建設廃棄物全体の再資源化・縮減率は2000年度の85%から2018年度には97.2%に向上したとされています。弊社といたしましては、施工会社や、必要に応じて自治体とも協議のうえ、建設リサイクル法をはじめとする関係法令に則った適切な方法によって建替えを行い、可能な限り建設廃棄物の再資源化を図ってまいります。

ご指摘の通り、建替えの過程では相応の二酸化炭素の排出が見込まれますが、弊社が計画する新本社ビルにおいては、木材を世界最大規模で使用するとともに、最先端の技術や設備を採用することで、建設時、竣工後の運用時のいずれにおいても二酸化炭素の排出量を大幅に減少させる見込みです。また世界最大規模での木材使用により二酸化炭素を世界最大規模で固定化する効果もございます。

質問1でご回答の通り、弊社は今回の建替えにより、激甚災害時にあってもお客様に迅速に保険金をお支払いするという社会的責任を果たすこと、および激甚災害発生時の1,000人を大きく上回る帰宅困難者の収容を企図しておりますが、これに加えて伐採期を迎えた国産木材を世界最大規模で使用することによる森林の育成サイクル促進や国内林業の活性化への貢献、屋上の全面緑化による生態系保護やヒートアイランド現象緩和への貢献など、今回の建替えには大きな社会的な価値があり、弊社の経営理念、サステナビリティ戦略や、SDGsの考え方とも整合していると考えております。

ご質問3について

ご指摘のとおり、近代建築の牽引者である前川先生に設計いただいた本館は、弊社社員一人一人にとりましても大変愛着のある建物であり、このような素晴らしいビルを設計いただいた前川先生ならびに前川國男建築設計事務所の皆様には改めまして感謝を申し上げます。

一方で、弊社の社会的使命を果たしていくためには災害対応力を更に一段と強化していくことが必要であり、長期間にわたる社内検討を積み重ねた結果、本館と新館を一体で建て

替え、全館の免震化と防水性向上を実現することが最も効果的であるとの考えに至っております。

加えて、次世代の本社ビルに求められる要素として、サステナブルな社会の実現に向けた環境性能の強化や、社員が創造性を発揮し、お客様にとって付加価値の高い商品やサービスを生み出していくためのオフィス環境のあり方についても専門家を交えて議論を重ねてまいりました。

気候変動問題や大規模自然災害、パンデミックなど不透明で不確実かつ複雑化した変化の激しい時代のグローバル保険グループに求められる本社機能のあり方を考えたとき、どのような激甚災害においても万全な業務遂行を可能にする高度な災害対応力、最新かつ最高レベルの環境性能、社員の創造性発揮を促し、ポストコロナの新しい働き方に柔軟に対応できるオフィス環境はいずれも欠くことのできない必須の要素であり、これらを速やかにかつ同時に実現するには、本館及び新館を一体で建て替える必要があるとの最終判断を行い、昨年3月25日のニュースリリースにて公表させていただいた次第です。

これら建替えの判断に至る経緯につきましては2022年1月24日付「回答書」にて詳しくご説明したとおりですが、改めてこの点についてのご理解を賜りたく存じます。

なお、本館の歴史的価値につきましては、当該価値の所在を明らかにし、その継承方法や社会に向けた発信方法を検討するため、近代建築史や都市工学、高層建築の構工法等の専門家や有識者の皆様をメンバーとする専門家委員会を立ち上げており、既に活動を開始いたしております。

ご質問4について

弊社BCPの実効性をより高めるべく、バックアップ本社や拠点分散の選択肢も持ちながら、同時に新本社ビルの災害対応力強化を目的とした建替えを行う背景につきましては上記「ご質問1について」とおりです。

なお、有事の際、弊社が社員に求めることはまずもって社員本人や家族の安全の確保であり、これらに優先して業務遂行を求めるとはございません。従いまして「滅私奉公」とのご指摘には当たらないと考えております。

ご質問5について

本館の設計にかかる著作権の取り扱いにつきましては、前川國男建築設計事務所との1965年9月20日付の設計監理に関する契約、及び同契約において適用を受けることが明示された著作権法をはじめとする関係法令を確認し、建替えはこれら契約、法令等によって制約を受けるものではないと認識しております。

以上、ご回答申し上げます。何卒、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具